

三商レポート

第三十三話 「遺言書のない相続」

～ 親の責任と子の品格 ～

(株) 三商 内藤 雄

ご相談者は50歳代の主婦（三姉妹の二女）。母の死亡後、20年以上同居して父の世話を続け、ここ数年は家で介護をしてきた。父親は「この家はお前にやる。建替えもしよう。」と言っていたが、認知症が進み老人施設に入所した。今では遺言を書くこともできない症状になっている。お金の管理は、二女がやってきた。古い家なので大修繕をしたい。しかし、今から「後見人」を選任しても、父が住まない家の修繕を父のお金で行うのは難しい。同居の夫は理解してくれるものの、父の介護のことで口論となり何度となく離婚の危機があった。二女は「うつ」になり病院へも通った。

長女は、離婚し音信不通となっていたが、最近わびの手紙と共に現われた。そして、二女に「父の財産をあてにしている」とハッキリと言う。「介護費用が高すぎる」と口をはさむ。「あんたはタダで住んできたでしょ」とも言う。

三女は、「生活が苦しい」と以前から二女を頼っていた。父のお金から援助してきたが、資金的にも限界に来ている。

二女の悩みは、「お前にやる」と父が言った30坪の家を売却して3人で平等に分けなければいけないのかということ。自分ひとりが相続した場合、「代償金」を払えと言われてもその余裕はない。実は、長女だけが大学まで出してもらったうえ、結婚したあと多額の資金援助をしてもらった。それでも3等分なのか。

「特別受益や寄与分を持ち出すともめますよ」と言っても納得できない。二女はお墓のことも心配している。檀家として住職に聞くと「できれば長女か、姓が変わってない人に継いでもらいたい」と言われた。長女は離婚して元の姓に戻ったが、墓を守る気はないと言う。二女がお墓を守るつもりでいる。しかし、檀家としてお寺との付き合いにはお金もかかる。「それでも平等にですか」と不満はあっそう募る。

相談にのりながら、思わず3人の姉妹を集め「説教」したい気分になる。

それにつけても思う。遺言書のない相続対策なんて相続対策とはいえない。火ダネを残し、子供達にケンカしろと言うようなもの。親として無責任です。特に親の一方が既に亡くなっている場合は、残った親の相続はまとまった財産

が手に入るラストチャンスです。相続人にもいろいろな事情がある。「もめるな」と言うほうが無理と言うものです。「ウチは大丈夫」と思うのは、例外を期待するようなもの。財産が分けようのない家一軒の場合ほどもめます。親は人生最後の仕事として、元気なうちに遺言を書いておく責任があります。

しかし、遺言を書けずに亡くなった親を責めても仕方ありません。相続人の子としては、たとえ家一軒でも財産を残してくれた親に感謝すべきです。親の介護をしてくれた人に、他の相続人はねぎらいの言葉とお礼で報いるべきです。親の介護をした人は、「何で私ばかりが」と不平不満を言わずに、長く親と関わったことをありがたいと受け止めるといいと思います。親の介護をしている姿を子供はちゃんと見ています。

親に感謝し互いに譲り合うことで円満に分け合うか。それとも、ラストチャンスとしてとことん争うか。相続の時に、相続人の品格が試されることとなります。
(2007年3月4日)

【 お知らせ 】

NPO 法人 相続アドバイザー協議会主催

第12期 **相続アドバイザー養成講座** 申込受付中

平成19年4月4日(水)～7月25日(水) 20講座

「**相続の心**」を知らずして相続の仕事はできません。

相続を税金だけでなく広い視野から学びます。

ご自身の相続問題のためにも学んでみませんか。

「知らなかった」「感動した」「安い」(受講者の声から)

問合せ先:協議会事務局 03-5287-6808 (井上)

(株)三商 042-467-2103 (内藤)